



# 災害時における廃棄物の処理等に関する協定

豊橋市

社団法人愛知県産業廃棄物協会



豊  
は、  
の処

(  
第1  
請  
(  
第2  
に  
(  
(  
(  
(  
(  
(  
(  
(  
(  
(  
(  
(  
(  
第3  
0  
第4  
0  
第5  
E  
第6  
2

## 災害時における廃棄物の処理等に関する協定

豊橋市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震、水害等の大規模災害が発生した時（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、豊橋市内において、災害時に甲が乙に災害廃棄物処理の協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な災害を生ずるものという。
- (2) 災害廃棄物 がれき（災害時に損壊した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物）及び生活ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみや粗大ごみ）をいう。
- (3) 災害廃棄物処理 災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び分別並びに処分することをいう。

### （協力要請）

第3条 甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物処理の協力を要請することができるものとする。

### （災害廃棄物処理の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、必要な要員、車両及び資機材を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

### （費用負担）

第5条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用については、甲が負担するものとし、その価格は甲、乙で協議の上決定するものとする。

### （協議）

第6条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲、乙で協議して定めるものとする。

2 この協定に実施に関し必要な細目は、甲、乙で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年1月13日

甲 豊橋市

代表者 豊橋市長

佐々木 光



乙 名古屋市中区金山2丁目10番9号

第8フクマルビル5階

社団法人 愛知県産業廃棄物協会

代表者 会長

近藤成章



を保有す







## 災害時における廃棄物の処理等に関する細目協定

○

○

豊 橋 市

社団法人愛知県産業廃棄物協会



豊

は、

下

協

第1

乙

要

(

(

(

(

(

(

第2

甲

(

(

(

(

(

(

第3

豊

2

3

7

## 災害時における廃棄物の処理等に関する細目協定

豊橋市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、平成23年1月13日に締結した災害時における廃棄物の処理等に関する協定（以下「協定」という。）第6条第2項の規定に基づき、災害廃棄物処理の実施に関する細目協定を締結する。

### （要請手続）

第1条 甲が行う協定第3条の規定による要請は、様式第1により、次に掲げる事項を乙に連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により乙に対して要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物処理の場所
- (3) 災害廃棄物処理の内容
- (4) 災害廃棄物処理の期間
- (5) その他必要な事項

### （報告）

第2条 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、様式第2により、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物処理を実施した場所
- (2) 実施した災害廃棄物処理の内容
- (3) 災害廃棄物処理に従事した要員、車両、資機材等
- (4) 災害廃棄物処理に従事した期間
- (5) その他必要な事項

### （情報提供等）

第3条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、乙に市内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

- 2 乙は、災害時における円滑な活動が図られるよう、応援体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。
- 3 乙は、災害廃棄物処理が円滑に行われるよう、あらかじめ災害時に出動できる会員が保有する要員、資機材等の数量を把握し、甲に報告するものとする。

この細目協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年1月13日

甲 豊橋市

代表者 豊橋市長 佐原光一

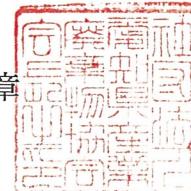


乙 名古屋市中区金山2丁目10番9号

第8フクマルビル5階

社団法人 愛知県産業廃棄物協会

代表者 会長 近藤成章



社団  
会

要請

連連

被

災  
処

災  
処

災  
処

そ

※

保有す

様式第1

平成 年 月 日

災害時における災害廃棄物処理の協力要請書

社団法人愛知県産業廃棄物協会

会長

様

豊橋市長

災害時における廃棄物の処理等に関する細目協定第1条の規定に基づき、次のとおり要請します。

連絡責任者 連絡先	電話 ( )
被災の状況	
災害廃棄物 処理の場所	
災害廃棄物 処理の内容	
災害廃棄物 処理の期間	
その他の	
※は記入しないこと。	
※整理番号	

様式第2

平成 年 月 日

災害時における災害廃棄物処理の協力実施報告書

豊橋市長

様

社団法人愛知県産業廃棄物協会  
会長

災害時における廃棄物の処理等に関する細目協定第2条の規定に基づき、次のとおり報告します。

連絡責任者 連絡先	電話 ( )	
災害廃棄物処理を実施した場所		
実施した災害廃棄物処理の内容		
災害廃棄物処理に従事した要員 車両、資機材等		
災害廃棄物処理に従事した期間		
その他の		
※は記入しないこと。		※整理番号

日 本

会

とおり

